

「都市計画法施行条例の一部を改正する条例案」について 県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています。

兵庫県では、都市計画法改正による市街化調整区域の開発許可等の厳格化に対応するため、都市計画法施行条例の改正について検討を行ってまいりました。

このたび、改正の方針案がまとまりましたので、以下のとおり県民の皆さんからご意見・ご提案を募集することとしました。多数のご応募をお待ちしております。

頂いたご意見・ご提案については、都市計画法施行条例を改正するに当たっての参考とさせていただきます。

なお、ご意見・ご提案の概要とこれに対する県の考え方は、兵庫県議会に提案する「都市計画法施行条例の一部を改正する条例案」とともに発表させていただきます。

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県ホームページ（ホーム>まちづくり・環境>住宅・建築・開発・土地>建築・開発>「都市計画法施行条例の一部を改正する条例案」に関する県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）について）に掲載しています。

アドレス

http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/toshikeikakuhousekoujourei_public-comments.html

(2) 県民情報センター及び地域県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階）

各地域県民情報センター（神戸県民局を除く各地域の県民局内）

(3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し120円の郵便切手を貼った返信用の定形外封筒を下記のご意見等の提出先まで送付してください。

なお、送付する資料は、「背景及び概要」及び「都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い」のみであり、その他の参考資料の送付はできかねますのでご了承ください

（県民情報センター及び地域県民情報センターでは、その他の参考資料を含めてご覧いただけます）。

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

令和3年12月2日（木）から同月22日（水）まで（必着）

(2) 提出方法

ア 記載様式は自由です（よろしければ裏面の様式をご利用ください。）。

イ 提出いただいたご意見・ご提案の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、氏名（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子メール、Fax、郵送により送付してください。

なお、お電話でのご意見・ご提案の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課開発指導班

Fax : 078-362-4456

電子メール : kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp



(裏面)

「都市計画法施行条例の一部を改正する条例案」についてのご意見・ご提案

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

住所	
氏名	電話番号

(送付先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課開発指導班
Fax : 078-362-4456
電子メール : kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

